

第2章

計画の推進における役割分担

本計画における効果的な健康づくりの推進には、県民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践するとともに、それを支える地域や職域等での支援や環境づくりの取り組みが重要です。本県においては、富山県健康づくり県民会議が中心となり、様々な関係機関と連携しながら、家庭、地域社会、学校、職場など様々な場において、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくり、ライフステージに応じた健康づくりについての普及啓発や取組みを県民運動として推進します。

取組主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの発達や健康的な生活習慣の確立に向けて、家族ぐるみで取り組みます。 ○地域の健康づくり活動に積極的に参加して、健康を視点としたまちづくりを推進します。
ボランティア・地域の各種団体 ・ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員、メンタルヘルスサポーター ・スポーツ推進委員、公認スポーツ指導者など	<ul style="list-style-type: none"> ○自主活動や身近できめ細やかな健康情報の地域住民への提供などを通じ、地域の健康づくりを推進します。 ○地域の関連団体と連携を図りながら、健康づくりの輪が広がるように活動を推進します。
保育所・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭をはじめ、地域の健康づくり関連機関等と連携し、乳幼児や親子などを対象とした望ましい生活習慣づくりを推進します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が生涯を通じて自分の健康を自分で管理、改善していくための資質や能力を育てるため、発達段階に応じた健康な生活習慣形成のための教育を実施します。 ○学校保健委員会の充実や「健康づくりノート（とやまゲンキッズ作戦）」の活用を通して、家庭や地域との連携を図ります。 ○喫煙や飲酒、薬物等に対する正しい理解を促進するための健康教育を実施します。
職場・企業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康被害を及ぼさない労働環境を整備します。 ○受動喫煙防止措置等の快適な職場環境づくりを推進します。 ○被用者に対するこころと身体の健康づくりの取り組みを推進します。 ○保険者、産業医、健診機関、産業保健推進センター、地域産業保健センター等、関係機関と連携し、市町村や厚生センター、保健所など地域の健康相談実施機関も活用して、従業員の適切な健康管理を実施します。
医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者やその扶養者に対し、特定健康診査・特定保健指導の実施や健康の保持・増進、疾病予防のための取り組みを充実します。

取組主体	役割内容
健康関連団体 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会など ・スポーツ団体や、レクリエーション協会など	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの専門性を生かした活動を通じ、県民の健康づくりを支援します。 ○生活習慣病の重症化予防などのための関係機関との連携をさらに推進します。 ○県民の体力の維持向上や余暇活動の推進を図ります。
医療関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病の重症化予防のため、かかりつけ医と専門医療機関や各関係機関との連携を推進します。 ○きめ細やかな患者指導を実践します。 ○地域や学校、職域における健康づくりや保健活動を推進します。
マスメディア	<ul style="list-style-type: none"> ○健康に関する科学的根拠に基づいた正しい知識の伝達や健康づくりの普及啓発が期待されます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の健康課題や地域特性を明らかにするとともに、国の「健康日本21」や県の健康増進計画を踏まえ、市町村健康増進計画を策定し、効果的な健康づくり事業を推進します。 ○健康に関する住民への正しい知識の普及や、地域活動への支援により、住民の健康づくりを推進します。 ○学校、ボランティア、関係団体等と連携を図り、地域における住民の健康づくりを推進するとともに、住民同士が支え合うような地域づくりを促進します。 ○職域と連携し、在職中の健康診断データの有効活用など、住民の健康管理が継続して行えるように努めます。 ○保健師、管理栄養士など健康づくりに関する専門知識や技術を持つ指導者の養成・確保に努めます。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、学校、関係団体等と連携し、県民一人ひとりが健康づくりに取り組むための支援・環境整備を行います。 ○地域における健康関連情報の収集・分析を行うとともに、施策の企画・調整をはじめ、計画の指標や目安とした健康指標の把握を行い、効果的な健康づくりの推進に努めます。 ○厚生センターは、管轄する市町村の健康づくりが円滑に実施されるよう、健康関連情報の収集・提供や地域の健康課題を明らかにするための調査研究を行うとともに、市町村における健康づくり事業に対して専門的・技術的支援を行います。 ○衛生研究所は、その専門性を活かした調査研究を推進します。 ○保健師、管理栄養士など健康づくりに関する専門知識や技術を持つ指導者の養成・確保に努めます。 ○健康づくりの関係者を対象に、研修会の開催や技術指導を行い資質の向上に努めます。